

令和6年度

国営施設応急対策事業旧迫川地区

旧迫川地区再評価検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 国営施設応急対策事業旧迫川地区 旧迫川地区再評価検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

第1-2条 本業務は、旧迫川地区の再評価予備的検討を令和7年度に実施するに当たり、社会情勢の変化を把握・分析し、予備的検討に必要な資料の作成を行うものである。

### (場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、宮城県大崎市及び遠田郡涌谷町地内で別添位置図に示すとおりである。

### (事業概要)

第1-4条 本業務の対象となる国営土地改良事業の概要は、次のとおりである。

項 目	内 容
主要工事	籠岳揚水機場(用排水兼用) 1か所(改修) 籠岳幹線用水路 L=2.9 km(改修)
事業工期	令和3年度～令和8年度
総事業費	25億円(令和元年度単価)
受益面積	912ha(水田912ha)

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農村地域計画、 農村環境、農業農村工学、 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-8条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改定)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会編)	(株)地球社	平成15年8月
2	国営土地改良事業等再評価実施要領	農村振興局長・生 産局長	平成22年8月 (最終改正)

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次に示すとおりである。

番号	貸 与 資 料 名	数 量
1	国営旧迫川土地改良事業計画書	1式
2	国営施設応急対策事業 旧迫川地区環境配慮基本方針	1式
3	国営旧迫川 事業誌	1式
4	平成30年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 経済効果算定業務報告書	1式
5	令和元年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 事業構想検討業務報告書	1式
6	令和2年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 事業計画補足検討業務報告書	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 記載された資料以外のものが必要なときは、監督職員と協議する。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

## 作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 資料の検討	1式	
2. 再評価予備的検討説明資料（案）参考資料の作成	1式	
3. 再評価予備的検討説明資料（案）の作成	1式	
4. 再評価予備的検討結果（案）の作成	1式	
5. 点検取りまとめ	1式	

### （作業の留意点）

第3－2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）作業の実施に当たり、行政機関等から資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- （2）再評価に必要な資料の作成に当たっては、当該事業の目的並びに造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工管理及び経済性について考慮して行うものとする。
- （3）国営土地改良事業等再評価実施要領に基づく調査に当たっては、事業計画変更の必要の有無を確認するとともに変更の可能性の要因がある場合は、報告書に記述するものとする。
- （4）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （5）第2－2条に示す貸与資料及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （6）各作業に使用する各種統計資料等について、変更が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

## 第4章 業務管理

### （情報共有システムの業務について）

#### 第4－1条

- （1）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務であり、次により実施する。
- （2）情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省WEBサイト参照）によるものとする。
- （3）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第5章 打合せ

### （打合せ）

第5-1条 共通仕様書1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(再評価予備的検討説明資料(案)作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県遠田郡涌谷町柳町26-1 浅貞中央ビル2階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 旧迫川支所

## 第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) その他

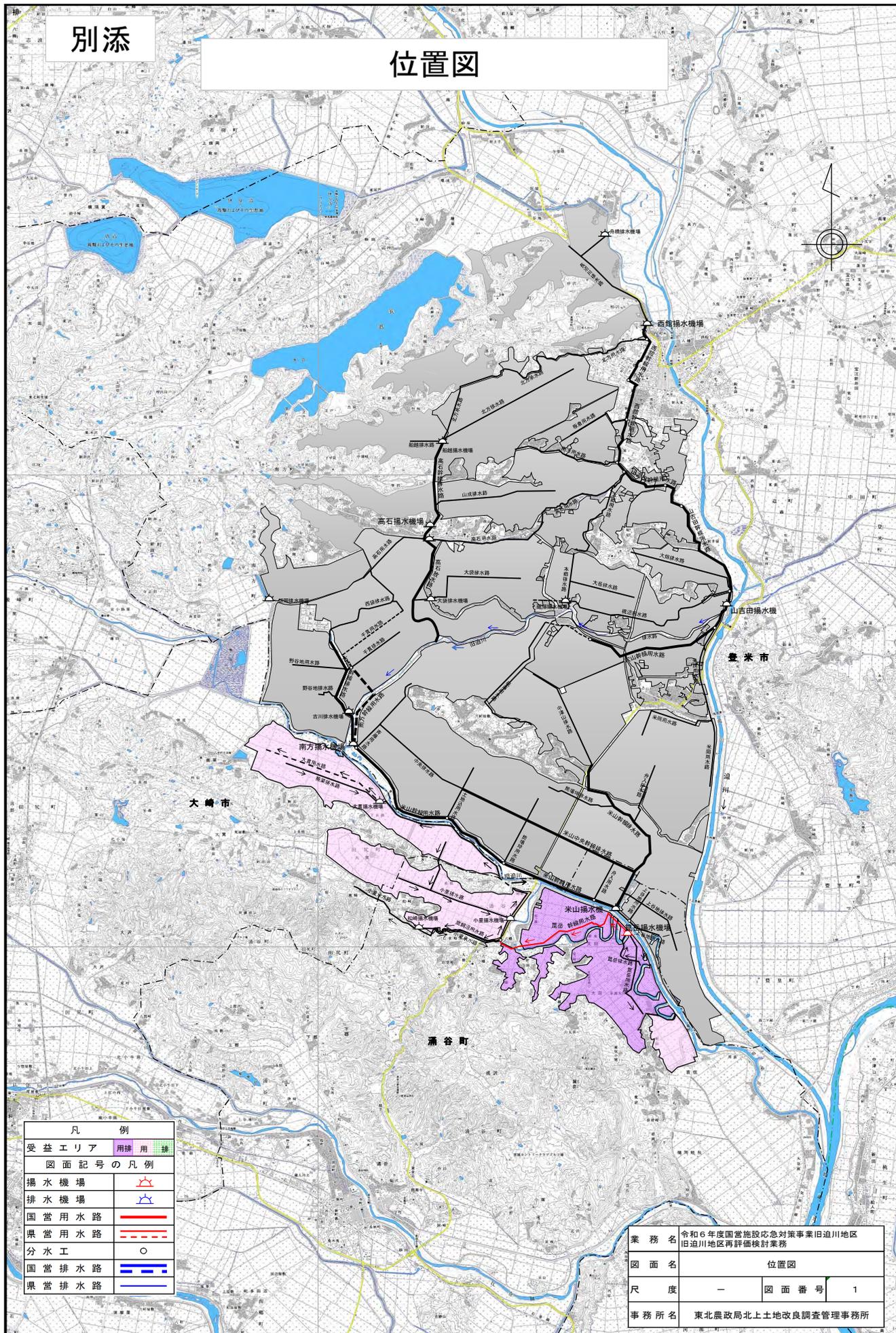
## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添

# 位置図



凡 例	
受益エリア	用排水
図面記号の凡例	
揚水機場	☀
排水機場	☁
国営水路	—
県営水路	- - -
分水工	○
国営排水路	—
県営排水路	—

業務名	令和6年度国営施設応急対策事業旧迫川地区旧迫川地区再評価検討業務		
図面名	位置図		
尺度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

別紙－1 作業項目内訳表

【再評価検討資料作成】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	貸与資料を基に、本地区の再評価予備的検討資料作成の作業計画を樹立する。	○
2. 再評価予備的検討説明資料(案) 参考資料の作成	2-1～2-8の8項目について、貸与資料、各種統計資料等を基に、参考資料を作成する。	
2-1. 事業概要	事業概要について、事業計画書等より整理する。	○
2-2. 概要図	事業計画時点の概要図を整理する。	○
2-3. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無	(1)受益面積、(2)事業目的別面積、(3)主要工事計画、(4)事業費の4項目について、計画時点と評価時点を比較し要因を含めて整理する。	○
2-4. 事業の進捗状況	事業の進捗状況について、事業費ベース、事業量ベースで整理する。	○
2-5. 環境との調和への配慮	事業計画書、環境配慮基本方針を基に本事業における環境配慮の内容について整理する。	○
2-6. 社会経済情勢の動向	(1)地区概要及び対象年度、(2)産業別就業人口の動向、(3)農業産出額の推移、(4)製造品産出額の推移、(5)商品販売額の推移の5項目について、国勢調査や各種統計資料等から要因を含めて分析・整理する。	○
2-7. 農業情勢の動向	(1)農家数の推移、(2)農業就業人口の推移、(3)耕地面積及び経営耕地面積の推移、(4)経営耕地面積規模別経営体数の推移、(5)1経営体当たり経営耕地面積の推移、(6)認定農業者の推移、(7)集落営農の組織化・法人化の動向、これら7項目について、農林業センサス、国勢調査、生産農業所得統計、工業統計、商業統計、作物統計、集落営農実態調査等から要因を含めて分析・整理する。	○
2-8. その他	主要な作物の作付状況、地域指定、6次産業化の動向、多面的機能支払交付金活動組織の状況について要因を含めて分析・整理する。	○
3. 再評価予備的検討説明資料(案)の作成	2.再評価予備的検討説明資料(案)参考資料等から抽出し、説明資料を作成する。	
3-1. 事業概要	2-1からポイントとなる点を抽出し整理する。	○
3-2. 前歴事業の概要	前歴事業の概要について事業誌等より整理する。	○
3-3. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無	2-3からポイントとなる点を抽出し整理する。	○
3-4. 事業の進捗状況	2-4からポイントとなる点を抽出し整理する。	○
3-5. 社会経済情勢の動向	2-5、2-6及び2-7からポイントとなる点を抽出し整理する。	○
3-6. 再評価の実施の判断	3-3～3-5を踏まえて、再評価の実施の判断について整理する。	○
4. 再評価予備的検討結果(案)の作成	3.再評価予備的検討説明資料(案)等から別添1の様式に沿って整理する	○
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添1

国営土地改良事業再評価予備的検討様式

1 事業の概要

地区名	局名	関係市町村名
事業名	<p>・国営（機構営の場合は機構営。以下同様）事業地区の概要、事業目的等を記載。          ・事業内容等←受益面積、主要工事計画、総事業費、工期とも一期、二期の区別は不要。また、予備的検討時点で確定している事業計画上の数値を記載。</p>	
事業概要	<p>受益面積 ○○ha（水田○○ha、畑○○ha）          主要工事計画 ダム○箇所、頭首工○箇所、用水路○km←水管理施設は記載しない          国営総事業費 ○○百万円（令和○○年度時点 ○○百万円）←前者は事業計画上、（ ）内は予備的検討時点の総事業費（予備的検討実施年度の実施計画ベース）を記載          工期 平成○年度～令和○○年度予定←採択年度から施設機能監視期間まで          （平成 ○年度～令和○△年度 工事期間）←施設機能監視期間がない場合は不要          （令和○×年度～令和○○年度 施設機能監視期間）←施設機能監視期間がない場合は不要</p>	

2 予備的検討に当たり、社会経済情勢の動向等に鑑み留意すべき事項

変更項目及び要件	項目	現計画	現状※	増△減	増△減の内訳又は理由
①受益面積の変更	※1	ha	ha	ha	
②事業目的別面積の変更	※2	ha	ha	ha	
③主要工事の変更					
④事業費の変更	現計画 (百万円)	現状 (百万円)	増△減 (百万円)	自然増を除く (百万円)	備考
				( ) %	( )は現計画に 対する割合
⑤上記のほか社会経済情勢の動向等に鑑み特に留意すべき事項	内 容				

※1 ①受益面積の変更の項目欄には、農業用排水、農地防災事業等の事業名を記載する。②事業目的別面積の変更の項目欄には、用水改良、排水改良、畑地かんがい等の事業目的、田、輪換耕地、普通畑等の造成農地の利用区分を記載する。

※2 上記の現状欄については、現時点で予定している事項があれば、その予定事項も含めて記載する。

※3 再評価実施時に計画変更手続が確定していることが明らか場合には、計画変更手続後の状況为前提として取り扱うものとする。

### 3 再評価の実施の判断

上記留意事項を踏まえた再評価の実施の判断	実施の要否	理由

※2の留意事項中、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付40農地C第389号、最終改正平成31年4月1日付30農振第3967号）の第1の(1)～(5)に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として再評価を実施するものとする。

※事業種の関係等により、本様式により難しい場合には、本様式に準じて作成しても構わない。